

議題 3 原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方の検討の進め方の議事録  
(令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)議事録より一部抜粋・加筆)

## 令和3年度原子力規制委員会

### 第64回会議議事録

令和4年2月9日(水)

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第64回会議

令和4年2月9日

10:30～11:45

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題1：第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイド案

議題2：廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド案

議題3：原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方の検討の進め方

議題4：バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について

議題5：原子力規制委員会と原子力事業者(経営責任者)との意見交換の進め方案

ることに恐らくほとんど意味がないです。来年、2F（東京電力福島第二原子力発電所）をサイト解放したいとかという話があれば別ですけれども、減衰を考慮した時点の話なのです。

そもそも原子力規制委員会としては、非常に率直に言うと、何でこれを今やっているのだろうという思いが多少あるのです。先ほどのものとは違って、どこもまだ。これはIRRS（総合規制評価サービス）で（判定の基準が）「無い」からと言われたので、その対応ということでやっているものです。そこが起源です。

論理からいうと、事業由来汚染という言葉の使い方にしてもいろいろ注文はあるのです。表紙の資料でいうと、事業由来汚染がないか、あるいは極めて少ない状況にあることを前提としてとってガイド案を策定しているのだけれども、ガイドの中で意識しているのは正に事業由来汚染なのです。表紙の論理の組み方が私にはちょっと不可解なところがあるのだけれども、それこそ実際の規制にどうというよりも、あらかじめ備えておくものがないということの指摘を受けて整えるものだとこのところを御理解いただきたいと思うのです。

この案を了承して、パブコメにかけるということによろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

三つ目の議題は「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方の検討の進め方」、説明は古金谷室長から。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

原子力規制庁の古金谷でございます。

資料3でございますけれども、今、更田委員長から御紹介がありました議題です。

経緯のところを御説明しますが、8月に原子力規制委員会で昨年度の事業者防災訓練の結果の報告をした際に、今後の取組ということで、原子力事業者の緊急時対応の訓練のあり方、我々の評価、関与のあり方といったものを検討していくことが了承されまして、それを受けて半年ぐらい原子力規制庁の中でどういった現状なのか、課題としてどういったものがあるのかを整理してきまして、そういったものをベースに、今後、事業者と公開の場で検討を開始したいということでございまして、御了解いただければ公開の場での議論を開始したいというものでございます。

詳細は川崎の方から説明させていただきます。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

緊急事案対策室の川崎です。

我々の方で整理をした結果、見出された課題について、ざっと概要を説明させていただきます。詳細は別紙1に記載しておりますが、詳細説明は割愛させていただきます。

まず、原子力事業者の訓練に対する課題として、三つの点が挙げられております。偏り

のある事故シナリオというのは、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）に基づく訓練とか原災法（原子力災害対策特別措置法）に基づく訓練、いずれも同じようなシナリオを繰り返して行っている。そこで偏りのあるシナリオがあつて、もっと多様な事故シナリオに取り組むべきではないかといった課題でございます。

続いて訓練の重複につきましては、訓練につきましては炉規法と原災法いずれも要求をしており、同じ訓練を重複して行っていて、非効率になっている可能性があるといった課題でございます。

続いて緊急時対応組織の実効性についての課題ですが、訓練で行う事故シナリオに偏りがあることから、指揮者の対応について質、量ともに不足しているのではないかとといった課題でございます。

続いて規制の関与については、原災法に基づく事業者防災訓練などでは、原子力規制庁との情報共有に重きを置かれて評価を行っております。事故対応というのは、事故対応の中身の方が重要であるということから、こうした部分への原子力規制庁の関与のあり方について、改めて検討する必要があるのではないかとということでございます。

次に「検査」と「評価」による関与ですけれども、検査グループと緊対室（緊急事案対策室）のいずれもその訓練に関与しております。それぞれの訓練を見ているわけですが、例えば一体的に「検査」と「評価」を行うといった運用面の工夫ができるのではないかとということでございます。

最後、訓練への積極的関与なのですけれども、例えば検査官がブラインドで訓練開始を宣言して、その対応について確認をしていったり、検査官がマルファンクションを訓練の途中で設定するなど、より実効性のある訓練にするやり方があるのではないかとということでございます。

こうした課題を事務局の方で検討しましたが、今後の対応としまして、まず、原子力安全に関する教育訓練について、原子力事業者と公開の場で意見交換を行いながら、こうした課題に対しての原子力事業者の問題意識、それらを受けた具体的な改善策を検討していきたいと思っております。

改善策につきましては、必要に応じて原子力事業者の協力の下、モデルプラントを選定して試行を行うなど、その実現性の確認を行っていきたくと考えてございます。

核物質防護に係る教育訓練につきましても、原子力安全に関わるものの検討結果を踏まえつつ、両訓練の連携も含めて検討を進めたいと考えております。

これらの検討に当たっては、別紙2に示した検討体制を構築し、ATENA（原子力エネルギー協議会）を窓口として原子力事業者の参加を得たいと考えております。

この検討体制につきましては、必要に応じて庁内の研究部門の参加等も求めたいと考えてございます。

この検討につきましては、本日は承いただきましたら、早急に意見交換を開始し、検討状況を適宜原子力規制委員会に報告したいと考えてございます。

具体的な改善案につきましては、まとまったものから順次、原子力規制委員会にお諮りし、了承を得た改善策の内容に応じて、関連の規則、ガイド、内規類の見直しを行っていききたいと思います。

以上、御審議をお願いいたします。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

私も事業者防災訓練は、この3年ぐらいかなり頻繁に出席させていただいているのですが、やはり情報共有がメインの訓練になっているので、2種類の訓練というか、事故制圧の訓練も事業者自らやっておくということをしなないといけないのかなど。それにも当然、原子力規制庁、原子力規制委員会は関与して、能力評価はしないといけないのでしょうけれども、情報共有については評価のあり方を変えて訓練をしていただいた方が、いろいろなシナリオに取り組んだりとか、あるいは訓練に参加したことのない職員が事業者で参加してもらおうとか、そういうことが可能になってくるのではないかなど。利用を少し変えた方がいい。事業者同士の評価の比較とか経年変化とかということに重きを置いた評価にしてしまうと、どうしてもできる人だけが訓練に参加する、あるいはしやすいシナリオにしてしまうというところが出てくるかなど。

それから、事故制圧の事業者防災訓練がどのようにしたらいいのか、利用がどうなのかというのは、少し事業者の意見も聞きながら考えていただければと思います。訓練の仕方が2種類必要かなと思います。

私からは以上です。

○更田委員長

ほかにありますか。

田中委員。

○田中委員

私も、核燃料施設等の事業者防災訓練を横で見させていただいたりして、実用炉との違いがある。事業者の方もいろいろな苦勞をしているのだけれども、なかなかうまくいっていないところがあるかと思うのです。

ここを見ると、発電用原子炉施設での取組が中心と書いているのですがけれども、核燃料施設等についても反映されるものがあるかと思いますので、よろしく願います。

○更田委員長

よろしいですか。

これが何で議題になっているのかというのがそもそもあるのだけれども、事業者と協力して検討してねと言ったら、事業者とこのように検討しますというのが来て、これを了承と言うのだけれども、議題なんか立てずにさっさとやればいいのかと私は思いま

した。ただ、議題として立ってきたので、少しシナリオなり設定について申し上げたいところがあるのは、やはり今までは得意分野の訓練をやっているのです。原子力に携わっている人たちにとってなじみのあるシナリオの訓練。

火災をやってくださいとずっと言っているのです。結局どうしてもシナリオを選ぶときに、いわゆるランダム、昔は内的と言っている、今でも内的と言うかもしれないけれども、ランダムのPRA（確率論的リスク評価）で現れてくるFT（フォールトツリー）やET（イベントツリー）を眺めてという世界なのだけれども、火災。

もう一つは、ここに書かれていますけれども、炉規法と原災法でそれぞれというのがある、工夫の余地があると書かれているけれども、これは余り拙速に結論を出すものではないと思っています。原災法が求めているものと炉規法が求めているもの、本来はそれぞれの意義があったはずですから、効率化と言えば効率化なのかもしれないけれども、必ずしもそうではないと思っています。

訓練の工夫によっては、原災法で見ているような緩和みたいなものはどんどん足していくべきだろうとされていて、例えば2班構成にしてどちらが訓練をするか分からないようにするとか、あるいは訓練の当日、朝になったら指揮者を除くとか、より現実味のある訓練をしてもらいたいと思います。

ただ、冒頭に申し上げたように、そもそもこれは何を諮られているのかということ、どうぞというのが答えだと思うのですけれども、もちろん検討を進めてもらっていいですね。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

四つ目の議題「バックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について」、説明は大島課長から。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁の大島でございます。

資料4に基づきまして、説明させていただきます。

まず、概要のところを書いてございますけれども、バックフィットについて考え方を整理するというところで、何回か御議論いただいたところがございます。その上で、概要の中段以降に書いてありますけれども、規制上の判断の意図の明確化と予見性を高める、それから、検討の迅速さや周到さなどの面で判断の質を高めるといった観点から、過去のバックフィット等の事例につきまして、どのような判断に至ったのかということ进行分析、整理をして、今後の事案に対して準備をするということでも有益ではないかということを考えているところでございます。

具体的には2.以降でございます。これまで13件ほどバックフィット事例がございます。別紙1に書かせていただきました。これについては、それぞれの事案ごとにその重要性に応じて合理的な判断を重ねてきていただいたわけがございますけれども、当時の判断の過